

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

私は20歳になった頃、自宅で和裁の仕事をしていた。父親が「国民年金には入っておかなければならない。」と言って国民年金に加入してくれた。記録を見ると、最初の7か月間が納付済みとなっていて、その後の2年間で未納となっているが、何かの間違いだと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった頃、父親に国民年金の加入手続きをしてもらい、国民年金保険料を納付してもらっていた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月9日付けでA市町村（現在は、B市町村）において払い出されており、この払出日時点で、申立期間の国民年金保険料は遡って納付することが可能であるとともに、申立人の申立期間前後の保険料は、納付済みとなっている。

また、申立人は「当時、お金に困っていたのなら、最初から国民年金保険料は払っていないはずであり、厳格な父親が国民年金には入っておくべきだと言って加入してくれたのに、未納のまま放っておくとは思えない。」と供述しているところ、申立期間当時、同居していた申立人の両親については、国民年金加入期間において未納期間は無く、申立人世帯の納付意識の高さを踏まえると、申立期間前の国民年金保険料を納付しながら、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から51年3月までの期間、53年5月及び同年6月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から51年3月まで
② 昭和53年5月及び同年6月

申立期間①について、私は、20歳になる前、自宅に来ていた集金人から国民年金の説明を受け、昭和47年*月*日に国民年金に加入し、加入後は付加保険料を含めて国民年金保険料を集金人に納付した。

申立期間②について、私は、結婚後、A市町村からB市町村に転居したが継続して付加保険料を含めて国民年金保険料を納付した。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料が未納とされているのは納得できないので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は、付加保険料を含め納付済みであることが確認できる上、申立人が記憶している申立期間当時の付加保険料を含む保険料額は、申立期間当時の保険料額とほぼ一致している。

2 申立期間②について、i) A市町村及びC市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和47年*月*日付けで国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが確認できるものの、B市町村の国民年金被保険者名簿によると、同日付けで任意加入被保険者の資格を取得した旨記録されていること、ii) A市町村及びB市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直前の53年4月の国民年金保険料は付加保険料を含め納付済みと記録されているものの、C市町村の国民年金被保険者名簿によると、当該月の保険料は未納と記録されていること、iii) 前述のとおり、B市町村の国民

年金被保険者名簿によると、申立期間②前の 47 年 1 月から 51 年 3 月までの期間（申立期間①）に係る保険料は付加保険料を含め納付済みと記録されているものの、A 市町村及び C 市町村の国民年金被保険者名簿によると、当該期間の保険料は未納と記録されていることから、それぞれの市町村の国民年金被保険者名簿に記載された記録に相違が確認できる上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）に記載された昭和 53 年度に係る納付記録が複数回訂正されていることを踏まえると、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

また、申立期間は 2 か月と短期間であり、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の前後の期間に係る国民年金保険料について付加保険料を含め納付していることが確認できることから、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和44年2月28日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年2月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和10年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和33年8月16日から同年10月5日まで
② 昭和44年2月28日から同年3月1日まで

申立期間①について、私は、昭和33年5月13日にA社D支店に入社し、同年8月16日付けで本採用となったが、同社における厚生年金保険の資格取得日が本採用となった日ではなく同年10月5日となっている。調査の上、申立期間①について厚生年金保険被保険者記録の訂正を希望する。

申立期間②について、昭和44年2月28日のA社本店から同社C支店への転勤時において、1か月の厚生年金保険の未加入期間がある。調査の上、申立期間②について厚生年金保険被保険者記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社から提出された社員名簿及び社内履歴並びに雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年2月28日に同社本店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和44年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、「申立期間当時の資料は無く、不明である。」と回答しているほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、雇用保険被保険者記録から、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことが確認できる上、B社から提出された社員名簿及び社内履歴からもA社D支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社D支店の庶務課に勤務していた同僚は、「厚生年金保険に係る加入手続は、当時支店毎に取扱いが違っていたと思う。厚生年金保険料の控除については覚えていない。」と供述している。

また、申立期間①及び当該期間前後にA社D支店に入社した複数の同僚について、本採用日及び厚生年金保険被保険者資格の取得日を確認したところ、厚生年金保険への加入時期は、本採用日又は、本採用日前後の日と様々であることから、同支店では加入時期の取扱いが人により異なっていたことがうかがえる。

さらに、申立人と同日である昭和33年10月5日にA社D支店において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚の同社における本採用日は、申立人と同日となっていることが確認できる。

加えて、上記の同僚は、既に死亡しているため、供述を得ることができず、B社は、「申立人に係る厚生年金保険に関する資料は保管しておらず、当時の厚生年金保険の加入状況及び申立人の厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から48年3月まで

日本年金機構からの回答では、申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、私は、20歳当時学生であったが、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、A市町村に帰郷するまで、保険料をB婦人会の集金人に納付してくれていた。帰郷後は、母親又は私が、未納期間が無いように保険料を納付した。

私と同様に、母親に国民年金の加入手続きを行ってもらい、学生であった期間を含め、就職するまで国民年金保険料を納付してもらっていた姉は、第三者委員会で申立てが認められ、記録が訂正されているので、私の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間については、学生の頃は母親が、A市町村に帰郷してからは母親又は私が、婦人会の集金人に、毎月又は3か月毎に国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年6月8日に払い出されており、当該払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間当時、申立人は、国民年金の未加入者であり、申立期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、戸籍の附票によると、申立人は、20歳前の昭和44年4月18日に住所をA市町村からC市町村に移しており、20歳到達日の同年*月*日から46年3月10日までの期間については、C市町村に住所があることが確認できる。当該期間において、A市町村の婦人会の集金人が、申立人の国民年金保険料を集金することはできないことから、申立人の保険料を母親が納付していたとする申立内容は不自然である。

さらに、上記の国民年金手帳記号番号の払出日時点では、申立期間の一部については、過年度保険料として遡って納付することが可能な期間であるものの、

申立人からは、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したとの主張は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間のうち昭和44年5月から46年3月頃までの保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、今回の申立てに当たって、「私の姉は、第三者委員会で申立てが認められ、年金記録が訂正されているので、私も申立てを行った。」としているが、申立人の姉の申立てについては、国民年金手帳記号番号の払出日及び申立期間当時の住所の状況等から記録の訂正が必要であるとしてあっせんされたものであり、申立人に係る当該状況は、姉の状況とは相違するものである。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から46年1月までの期間及び52年4月から55年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から46年1月まで
② 昭和52年4月から55年9月まで

私が満20歳になると、地区の婦人会の人が国民年金保険料の集金に来てくれたので、私は、申立期間①の保険料を納付した。

また、その後、私は会社に就職したが、会社を退職した時も婦人会の人が国民年金保険料を集金に来てくれたので、私は、申立期間②の保険料を納付した。

しかしながら、年金事務所の記録によると、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付した記録が無いので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、「地区の婦人会の人が国民年金保険料の集金に来てくれたので、保険料を納めた。」と申し立てているところ、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者番号であり、当該基礎年金番号で、申立人が平成14年10月27日付けで初めて国民年金被保険者の資格を取得した記録が確認できるものの、制度上、基礎年金番号で国民年金保険料が納付できるのは9年1月1日以降である。このため、申立期間①及び②当時、保険料を納付するには、別途国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人は、国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしている上、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人から申立期間①及び②当時における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況について、具体的な供述は得られない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保

険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年12月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月から13年3月まで
申立期間について、私は20歳の時は学生だったので、母が学生納付特例制度を利用して国民年金保険料の免除申請をしていたが、その後知人から、「一時的に免除されるが、後に納付しなければならない。」と聞いたので母がまとめて保険料を追納したはずである。申立期間の保険料は、母が納付しているはずなので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、「母が、免除期間の保険料を追納したはずである。」と主張しているところ、申立人の母親からは、保険料追納申出の時期、保険料の追納時期、追納場所、追納金額等に対する具体的な供述を得られない。

また、申立期間の国民年金保険料を追納するためには、社会保険事務所（当時）に対して追納の申出を行い、発行された納付書を用いて納付することとなるが、オンライン記録において、申立期間に係る追納申出の記録は、申立人自身が平成22年10月12日に行った記録以外には確認できない。

さらに、申立期間は基礎年金制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、追納申出記録や納付書発行については、全てオンラインによる機械的なデータチェックが実施されている上、納付書により納付された保険料の領収済通知書は、光学式文字読取機（OCR）により機械的処理が行われていることから、記録漏れ、記録誤り等の事務的過誤が生じることは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 768

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から58年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、それまで勤めていた会社を辞めた後、昭和56年10月1日に国民年金の加入手続きを行い、両親の保険料と一緒に集金に来た人に毎月納付していた。未納となっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年4月16日にA市町村(現在は、B市町村)において払い出されており、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金未加入者であり、国民年金保険料を毎月集金人に納付することができない。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出日時点では、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することは可能であるものの、申立人は、保険料を遡って納付した記憶は無いとしている上、A市町村の国民年金被保険者名簿によると、昭和56年10月から58年3月までの保険料納付記録欄には「未納」と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年3月まで
私は、両親から「20歳の時から国民年金保険料を納付していた。」と聞いている。両親の国民年金保険料は全て納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっているのは納付できないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月2日にA市町村(現在は、B市町村)において払い出されており、A市町村の被保険者名簿で同年1月31日に昭和47年度国民年金保険料を一括納付していることが確認できることから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認できる上、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金未加入者であり、保険料を納付することができない。

また、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父親は、高齢等のため当時の状況について具体的な供述が得られないことから、申立人に係る国民年金の加入状況及び申立期間の保険料の納付状況について確認することができない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月1日から27年4月1日まで

私は、昭和26年12月1日から27年3月31日まで、A事業所に勤務し、高級住宅の警備を担当していた。その後、B都道府県出身者は、同年4月1日付けで、B都道府県C市町村D事業所へ転勤になったが、A事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間については、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所で一緒に勤務していたと記憶している同僚は、「私は、申立人と共にA事業所からB都道府県C市町村D事業所へ転勤になった。」と供述していることから、申立人が、申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所からB都道府県C市町村D事業所へ申立人と共に転勤になったと供述している申立人と同職（警備）の同僚3人のうち2人は、昭和25年11月1日又は26年6月19日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、同年7月3日付け保発第51号厚生省保険局長通達により、同年7月1日以降、連合軍の非軍事的業務に使用される労働者は、日本政府の直庸使用人としての身分を喪失し、連合軍との直庸契約^{ちよくよう}に変わったため、厚生年金保険の強制被保険者とはならないところ、上記2人は同年7月13日又は14日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、同年12月1日に勤務を始めた申立人については、厚生年金保険被保険者資格を取得していないことがうかがえるとともに、上記同僚のうち残る1人についても、被保険者記録が確認できない。

また、社会保険事務所（当時）が保管する駐留軍従業員の労務管理業務を行っていたE 渉外労務管理事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の申立期間に係る記録が見当たらない。

さらに、E 渉外労務管理事務所の労務管理を引き継いだ防衛省F 防衛局が保存している厚生年金健康保険被保険者台帳には申立人の申立期間に係る記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月から 13 年 6 月 1 日まで

私は、平成 10 年 12 月末に A 社の求人広告を見て、同社の採用面接を受けた。求人広告でも採用面接でも、社会保険が完備されていることを確認し、11 年 1 月から同社で正社員として勤務し始めた。しかしながら、厚生年金保険への加入手続が行われず、会社に対して再三抗議した結果、13 年 6 月 1 日付けで加入となった。本来、会社が厚生年金保険に加入させるべきであった申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人に係る同社及び同社の関連会社である B 社の賃金台帳において、申立人は平成 11 年 1 月 5 日に A 社へ入社後、13 年 4 月 21 日付けで B 社に移籍し、申立期間において継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人の負担すべき保険料を適用事業所の事業主が申立人の給与から控除していた場合に限られるところ、上述の賃金台帳及び申立人が提出した申立期間に係る給与支給明細書によると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、A 社は、「申立期間当時、社会保険については従業員から加入の希望があるまでは加入させておらず、申立人についても、平成 13 年 6 月 1 日付けで厚生年金保険の加入手続をするまで厚生年金保険に未加入であり、申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、会社に社会保険への加入を要望したが、

加入してもらえず、自分で国民健康保険と国民年金に加入していた。」と供述しているところ、申立人に係るオンライン記録によると、申立人は申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 669 (事案 181 及び事案 273 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年 6 月 28 日から同年 8 月 28 日まで
② 昭和25年 6 月から26年12月まで
③ 昭和32年11月18日から34年 8 月 1 日まで

私は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険に加入していたという記憶があり、勤務していたことは事実であるので、第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

今回の申立てに係る新たな資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①については、i) A事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和 17 年 6 月 28 日に資格喪失し、健康保険証が返納されたことを示す「証返納」の記載が確認できること、ii) 申立人が記憶する同僚 3 人は、いずれも連絡先が不明であるため供述が得られないこと、iii) 上記名簿において、申立期間①当時、勤務していたことが確認できる同僚から、申立人が申立期間①当時、勤務していたとする供述が得られないこと、iv) B事業所(申立期間①当時は、A事業所)は、平成 9 年 10 月に解散、10 年 11 月に清算終了し、元事業主も既に死亡しているため供述が得られないこと等の理由により、既に、当委員会の決定に基づき、平成 21 年 6 月 24 日付けで、年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

申立期間②については、i) 申立期間②のうち、昭和 26 年 7 月 1 日までの期間について、駐留軍従業員の労務管理を行っていた C 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらないこと、ii) 昭和 26 年 7 月 1 日以降、連合軍の非軍事的業務に使用される労働

者は、日本政府の^{ちよくよう}直庸使用人としての身分を喪失し、連合国軍との^{ちよくよう}直庸契約に変わったため、同年7月3日付け厚生省保険局長通達により、申立人のようなハウス・ホテル等のいわゆる家事使用人は、厚生年金保険の強制被保険者とはならないこと、iii) オンライン記録において、申立人が勤務していたとする「D」に該当する事業所記録は見当たらないこと、iv) C 渉外労務管理事務所の労務管理業務を引き継いだ防衛省 E 防衛局が保管している「厚生年金健康保険被保険者台帳」には、申立人及び申立人が記憶している同僚の氏名が見当たらないこと、v) 申立人が記憶している同僚は既に死亡しているため、供述が得られないこと等の理由により、既に、当委員会の決定に基づき、平成21年6月24日付けで、年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

申立期間③については、i) 申立人が記憶している同僚が、「昭和34年頃に労働争議があり、それ以前は、現場の職人とF事業所との間に直接の雇用関係は無く、親方の下について仕事をしており、給与も親方から支給されていたが、労働争議後は、同社の正社員として直接の雇用関係を結ぶに至った。」と供述していること、ii) F事業所（現在は、G社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、上記労働争議後とみられる昭和34年8月1日及び同年11月1日の両日に、合わせて103人が、一度に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人も、同年8月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していること、iii) F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③内に、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号にも欠番が無いこと、iv) G社には、申立内容を確認できる書類は保管されていないこと等の理由により、既に、当委員会の決定に基づき、平成21年2月25日付けで、年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①から③までについて、それぞれの事業所で勤務していたことは間違いなく、申立期間①から③までに厚生年金保険被保険者でないとされていることに納得できないと重ねて主張しているところ、申立人から、保険料控除を示す新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、保険料控除されていたことを示す新たな事情も確認できなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。